

## 鹿沼市電気自動車充電器設置事業仕様書

本仕様書は、鹿沼市が発注する鹿沼市電気自動車充電器設置事業を受託する者の業務について、必要な事項を定める。

### 1 事業名

鹿沼市電気自動車充電器設置事業（以下「本事業」という。）

### 2 事業の目的

本市では、令和3年1月にゼロカーボンシティ宣言し、第5次鹿沼環境基本計画においても市内からの温室効果ガス削減に向けた取り組みを推進しているところである。公共施設への電気自動車（以下「EV」という。）充電器を導入することでゼロカーボンを推進していくための環境の整備していくことを目的とする。

### 3 実施期間

EV充電器設置に係る候補地の選定、国への補助申請等について「基本協定」を締結し、その協定期間は、おおむね3年とする。

基本協定に基づきEV充電器を設置する際には、別途「個別協定」を締結し、その協定期間は、本市と事業者とで協議して定める。

### 4 候補施設（EV充電器の設置場所）

優先交渉者との協定後に協議により決定するものとする。なお、設置の際は、施設の運営・維持管理等に支障とならない場所及び構造とすること。

### 5 EV充電器の種類

普通充電器（3kwまたは6kwを想定）

### 6 業務内容及び役割分担

本事業の業務内容及び本市と実施事業者の役割分担は、次のとおりとする。なお、優先交渉者の選定後、別途本市と締結する協定書において、最終決定する。

#### （1）鹿沼市

- ア 事業全体総括
- イ EV充電器を設置する場所の確保
- ウ 本市ホームページ等による事業の周知

#### （2）実施事業者

- ア 上記4で決定する場所に設置する充電器本体の設置

- イ ブレーカーや証明用電気計器（子メーター）等の購入及び設置
- ウ 上記3に示す期間中におけるEV充電器の維持管理
- エ 市民への充電サービスの提供及び運営
- オ 利用者への周知
- カ 使用実態等の各種データの収集及び本市への提供

## 7 事業費用

EV充電器の設置及び維持管理や充電サービスの運営等に関する費用は、全て実施事業者の負担とする。

## 8 利用料金及び利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムを構築すること。

## 9 運営・問い合わせ対応

- (1) 利用者からの問い合わせや故障、苦情等に円滑に対応するため、組織化された運営体制を確立し、常時、適切な人員を配置すること。
- (2) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに本市への報告を行うとともに、復旧等に適切な措置をとること。
- (3) 利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること。

## 10 その他

- (1) 各施設への充電設備の設置可否については、実施事業者による提案内容や設計等を踏まえ、本市において最終的に判断する。
- (2) 実施事業者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (3) 実施事業者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。
- (4) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、本市と協議した上で業務を進めること。